

伊勢湾

伊勢湾は石鏡灯台と大山三角点を結んだ線，立馬埼灯台，佐久島南端，羽豆岬を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域で，三重県，愛知県に接しており，水深は，湾口付近を除き 35 メートル前後ある。また，伊勢湾の入口付近には，伊良湖岬と神島との間に伊良湖水道があり，この水道の両側には離険礁があるので注意を要する。伊勢湾及び伊良湖水道を含む湾口付近の海域は，海上交通安全法の適用海域となっている。



海難の概況

この海域において発生した海難で，平成 14 年から 18 年までに裁決のあったものは 18 件で，衝突が 8 件，乗揚 3 件，衝突（単）4 件，施設損傷 3 件となっている。

発生地点は，伊勢湾 11 件，伊良湖水道周辺 6 件，師崎水道 1 件であったが，伊良湖水道航路内で発生したものは 2 件（2 件とも灯浮標に衝突したもの）であった。

衝突した 8 件についてみると，貨物船と漁船が衝突したものは 4 件で，貨物船同士の衝突が 2 件，貨物船と遊漁船，旅客船とプレジャーボートの衝突が各 1 件であった。このうち，衝突時，錨泊又は漂泊中だったものが 3 隻，操業又は釣りを行っていたものは 3 隻で

あったが，発生時間帯をみると，夜間 4 件，昼間 4 件と発生しており，特に集中する時間帯はない。

また，乗揚，衝突（単），施設損傷をみると，のり養殖施設に衝突したものの 4 件，灯浮標に衝突したものの 3 件，浅瀬に乗り揚げたものの 2 件，岸壁に衝突したものの 1 件であったが，伊良湖水道周辺での発生が比較的多い。



【伊勢湾海上交通センターとLNG船】

【伊良湖水道航路における新たな航行方法】

平成 20 年 1 月から，伊良湖水道航路における巨大船の航路航行義務区間の特例が廃止され，巨大船の航路航行義務区間が全区間に変更されています。また，原則として危険物積載船を除く，巨大船と準巨大船（130～200 メートル）が伊良湖水道航路内で行き会うことが認められています。ただし，漁業活動により航路の可航幅が概ね 2/3 以下に減少した場合等には引き続き行き会いが制限されます。詳しくは，伊勢湾海上交通センターのHPを参照して下さい。





衝突の概要

| | 船種 | 総トン数 | 発航地 | 目的地 | 発生年月日 | 発生時刻 | 備考 |
|---|-----------------------|-------|--------|------|-----------|-------|---|
| A | 貨物船 | 6,165 | 京浜港東京区 | 名古屋港 | H14.8.8 | 7:25 | Aが2そう引き網で操業中のBが所属する船団を大幅に避けずBの漁具へ進行(北上中の他船に気をとられた) Bが汽笛不装備で警告信号を行わず |
| B | 漁船 | 16 | 白塚漁港 | 漁場 | | | |
| A | 貨物船 | 496 | 水島港 | 四日市港 | H15.3.24 | 1:20 | Bが居眠り運航(睡眠不足から眠気を催したが、目的地が近いので居眠りすることはないと思った)Aが錨泊中 |
| B | 貨物船 | 199 | 八代港 | 四日市港 | | | |
| A | 貨物船 | 4,599 | 京浜港横浜区 | 名古屋港 | H12.12.3 | 5:25 | Bが法定灯火不表示、見張り不十分(白灯を表示すると水中の魚が見にくいとの理由から、マスト灯及び船尾灯を掲げなかった)Aが見張り不十分 |
| B | 漁船 | 19 | 大浜漁港 | 漁場 | | | |
| A | 漁船 | 9.98 | 漁場 | 知柄漁港 | H13.11.21 | 18:40 | Aが法定灯火を適切に表示せず、見張り不十分(船尾灯を点灯しないまま操業)Bが動静監視不十分(一瞥しただけで、Aが自船の左舷側を無難に航渡していくと思った) |
| B | 貨物船(セント・セント及びビクレーン諸島) | 4,822 | 中国大連港 | 名古屋港 | | | |
| A | 貨物船 | 499 | 衣浦港 | 名古屋港 | H16.4.8 | 9:23 | Aが、正船首方で白波に見え隠れするBに気付かず、前路に支障となる他船はいないものと思い、死角を補う見張りを十分行わず B錨泊中 |
| B | 遊漁船 | 3.3 | 師崎漁港 | 釣り場 | | | |
| A | 貨物船 | 4,322 | 宇部港 | 松坂港 | H13.7.6 | 16:20 | 入航するAが、注意喚起のつもりで長音1回鳴らしたので、Bが大型の自船に気づき出航を中断して港内で待機するものと思い、Bの進路を避けず |
| B | 貨物船 | 497 | 松坂港 | 千葉港 | | | |
| A | 貨物船 | 199 | 関門港 | 名古屋港 | H15.7.9 | 23:20 | Aが夜間、見張りを十分行わず、Bに気付かず進行し、転舵するなどして同船を避ける措置をとらず B錨泊中 |
| B | 漁船 | 10 | 答志漁港 | 漁場 | | | |
| A | 旅客船 | 1,593 | 伊良湖港 | 鳥羽港 | H13.9.15 | 9:21 | Aが見張り不十分(南下中の小型船に気をとられ、前路を左方に横切るBに気付かず)Bが見張り不十分 |
| B | プレジャーボート | 11.9 | 寺津漁港 | 釣り場 | | | |

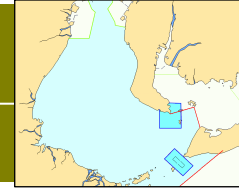
灯浮標衝突の概要

| | 船種 | 総トン数 | 発航地 | 目的地 | 発生年月日 | 発生時刻 | 衝突灯浮標名 | 備考 |
|--|---------|--------|--------|----------|-----------|--------|----------|---|
| | 貨物船 | 498 | 名古屋港 | 大阪港 | H16.11.12 | 20:10 | 丸山出シ | 同航船との船間距離に気をとられ、灯浮標への接近に気付かず |
| | 貨物船(パナ) | 17,428 | 和歌山下津港 | 名古屋港 | H14.9.26 | 5:29 | 伊良湖水道第2号 | 先航船と接近した際、減速してそのあとに続いて航路に向かわず大きく右転し、灯浮標に著しく接近 |
| | 貨物船(パナ) | 49,012 | 三河港 | 米国ジャクソン港 | H15.1.29 | 19:52半 | 伊勢湾第2号 | 風圧差の確認不十分(自船の風圧面積が大きく、速力を12ノット以下に落とすと風圧差が大きくなり、係針が困難であることを認識していた) (警、風力8の東風、潮候：上げ潮中央期) |

伊勢湾 Case 1

旅客船 I丸 施設損傷

伊勢湾東部



I丸：旅客船 104ト 乗組員4人 旅客42人 四日市港 中部国際空港クルーズ
 船長：30歳 五級海技士(航海)(履歴限定)免許 海上経験12年
 運航管理者：57歳 運航管理者の業務経験5年
 運航管理補助者：48歳 海上経験30年
 発生日時場所：平成17年12月3日19時20分 伊勢湾東部
 気象海象：晴 風力5 北西風 下げ潮初期

I社運航管理規程・運航基準
 (常滑港における発航中止条件)
 風速毎秒16m以上、波高1.0m以上、視程500m以下

3時間35分前 クルージング中、中部国際空港連絡道路橋に至り、空港北側海域に波高1mの波浪があることを認め、発航中止条件に達したと判断し、新開ふ頭に避難することとした。

【運航管理者】
 A漁協から、冬季におけるのり養殖施設付近の航行自粛要請を受け、基準経路を空港の南側を通る経路に変更した。

3時間前 新開ふ頭に係留、船長は無線電話で運航管理補助者と以後の運航について協議を行い、同補助者から「**風が少し収まってから空港の北側を通過して伊勢湾に出よう**」指示を受けた。

この指示は、**運航管理規程に定められた基準経路を遵守しないものであった。**

運航管理補助者及び乗組員に対し、説明会を催したものの、同規定遵守の指導を十分行わず、基準経路を記載した運航基準図をI丸に配布せず、**基準経路を変更したことを周知徹底していなかった。**

2時間20分少し前 支柱に掲げた旗のなびき方などから風が弱まったことを認め、19時出航する旨同補助者に連絡

【船長】のり養殖施設の設置情報を調査するなど**空港周辺の水路調査を十分に行っておらず**、空港北側海域に同施設が設置されることは知っていたものの、**同施設の正確な位置は知らなかった。**

20分前 新開ふ頭を離岸し、基準経路に沿って空港の南側を通るために左舵をとったところ、船体が大傾斜する大波を受け、**依然、波高が運航基準の発航中止条件に達していることを認めたが、空港北側海域の波浪の状況によっては同海域を通過して伊勢湾に出ることもできると思い、再度荒天避難するなど運航管理規程を遵守して直ちに発航を中止せず針路を北に転じ進行**



12分前 空港北側海域の波高が50cmであることを認め、その海域を通過して伊勢湾に出ることとしたが、**水路調査を十分に行っていなかったため、のり養殖施設に向かっていくことに気が付かないまま続航**

3分半前 見張員から左舷方及び右舷方にブイがある旨報告を受け、針路を両ブイの中間に向く351度に転じ進行

直前 舵が重くなったことを感じ、機関を中立としたが、のり網などがプロペラに絡み航行不能

伊勢湾 Case 2

貨物船 A号 灯浮標衝突

伊良湖水道

A号：貨物船（パナ籍） 49,012ト 乗組員 21人 車両 3,682台
 三河港トヨタ田原ふ頭 米国ジャクソン港（水先人きょう導中）
 発生日時場所：平成 15年 1月 29日 19時 52分半 伊良湖水道
 気象海象：晴 風力 8 西風 下げ潮の初期

